

## 第2章 スペインにおける地震損害に対する補償制度

### 1. 異常リスク保険

スペインにおいて地震による損害を補償する保険は、公的機関である保険補償協会（CCS：Consortio de Compensación de Seguros、以下、CCS）が提供する異常リスク保険（La Cobertura de los Riesgos Extraordinarios）である。異常リスク保険は、地震、洪水、暴風、津波、噴火、隕石の落下等の自然災害のほか、内戦やテロといった社会的混乱による損害も補償対象としている。

#### (1) 異常リスク保険制度発足の経緯と CCS 法の制定

スペインでは、内戦（1936～1939年）を契機として、これにより発生した損害を補償するための公的制度が必要とされた。この際、内戦だけでなく戦後の一貫した社会保障制度の設立が必要であるとの認識がもたれ、1951年に暴動リスク補償協会（Consortio de Riesgos de Motin）という公的保険業務団体が設立された。この組織は、その後1954年に半永久的な組織として改変され、CCSとなり、自然災害や社会的混乱が発生した場合の損害を補償する国営の保険会社として整備された。

CCSは、地震、洪水、暴風、津波、噴火、隕石の落下等の自然災害と、テロや暴動等による社会的混乱の両者を異常リスクと定義し、経済金融省の管轄下の国営企業としてスペイン国内の自然災害保険業務を独占的に行ってきた。1990年には Ley21/1990 として、CCS法（Estatuto Legal del Consortio de Compensación de Seguros / Legal Statute of the Consortium of Compensation of Insurance）が制定され、これらの異常リスクに対する保険業務は民間開放されたが、実質的に異常リスク保険を提供しているのは CCSのみである。

#### (2) CCSによる異常リスク保険の概要

CCSによる異常リスク保険では、住居用・商業用の建物およびその収容物の損害に加え、人の傷害・生命、企業の事業損失についても補償対象としている。また、被保険者の住居がスペインにある場合で、被保険者が海外において異常リスクによる被害に見舞われた場合にも補償される。

異常リスク保険には単独での加入はできず、民間保険会社が提供する保険のうち、火災保険、マルチリスク保険、傷害保険、生命保険など法律により指定された保険に対して強制付帯となっている。

## 2. スペインにおける地震損害に対する支払保険金

CCSによる異常リスク保険において、1987年から2001年の18年間における地震損害に限定した年間支払保険金総額をみると表2.1および図2.1のようになり、過去18年間の総計は、1,741万ユーロ（22億6,330万円）となっている。これは、異常リスク保険による支払保険金全体のわずか1.3%に過ぎない。また、過去18年間の総額のほとんどは、1999年のムーラ（Mula）地震による1,270万ユーロ（16億5,100万円）であり、他の年についてはそれほど大きい支払は発生していない。

表 2.1 地震損害に対する年間支払保険金総額（1987-2001年）

出典：Pérdidas por Terremotos e Inundaciones en España durante el Periodo 1987-2001 y su Estimación para los Próximos 20 años (2004-2033)

（単位：ユーロ）

年	支払保険金総額
1987	69,878
1988	3,521
1989	450,182
1990	47,464
1991	233,035
1992	72,789
1993	356,337
1994	855,508
1995	808,906
1996	343,854
1997	1,302,677
1998	134,848
1999	12,702,646
2000	5,572
2001	18,186
総額	17,405,403

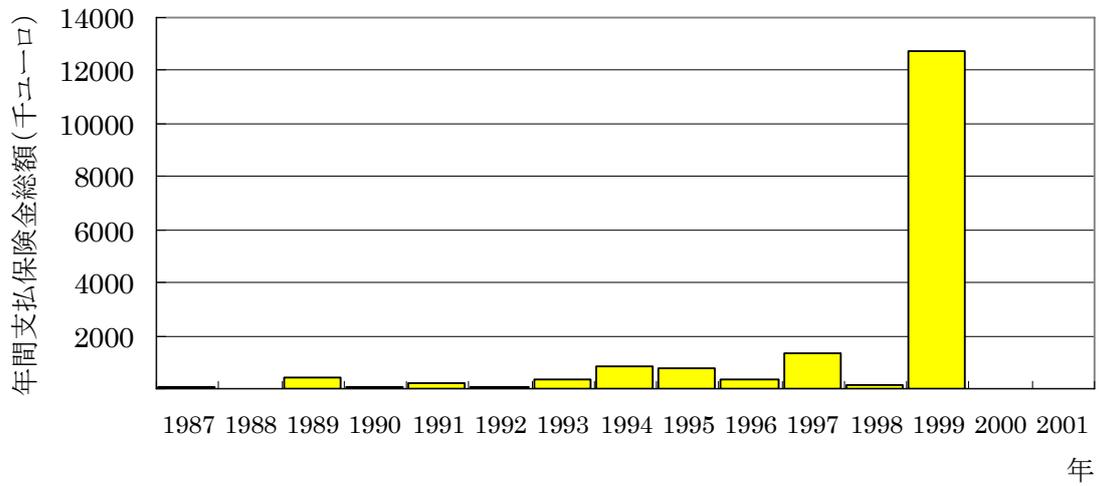


図 2.1 地震損害に対する年間支払保険金総額 (1987-2001 年)

出典 : Pérdidas por Terremotos e Inundaciones en España durante el Periodo 1987-2001 y su Estimación para los Próximos 20 años (2004-2033)

次章では、異常リスク保険の特徴と内容について詳しくみていくこととする。